

広島県建築物防災週間(令和6年度下期)の取組結果について

1 要旨・目的

県及び各特定行政庁が実施した既存建築物に対する適正な維持保全の指導等の取組結果を取りまとめた。

2 現状・背景

建築物防災週間は、広く一般の方々を対象に、建築物に関連する防災意識の普及や防災関係法令・制度の周知を図り、建築物の防災対策の推進を目的とした強化期間として、全国的に年 2 回実施している。

3 概要

(1) 実施主体

県、広島市、呉市、三原市、尾道市、福山市、三次市、東広島市、廿日市市
 (建築確認事務等を行っている県及び 8 特定行政庁(県は、8 市以外の市町を管轄))

(2) 実施期間

令和 7 年 3 月 1 日(土) から令和 7 年 3 月 7 日(金) まで

(3) 場所

広島県全域

(4) 実施内容

ア 防災査察

- (ア) 建築基準法に基づく定期報告について、未提出・未是正となっている建築物を重点対象として、消防部局と合同で防災査察を実施した。
- (イ) 県内全体では、28 件の防災査察を実施し、不備事項が見つかった 23 件については是正指導を行った。主な是正指導項目は、非常用照明の不点灯、排煙設備の不良等であった。

【県内の防災査察の集計表】

	広島県	広島市	呉 市	三原市	尾道市	福山市	東広島市	廿日市市	合 計
現地調査(件)	9	10	2	1	1	2	1	2	28
是正指導(件)	7	10	1	0	0	2	1	2	23

イ 建築物防災相談窓口の開設

各建設事務所建築課内、広島市各区役所建築課内、広島市以外の各特定行政庁建築指導主管課内に建築物防災相談窓口を開設し、建築物の防災に関する各種相談を受けた。

ウ 既存建築物に対する適正な維持保全の指導

これまで調査及び指導を継続している「吹付けアスベストの飛散防止対策」について、調査未報告や未是正の所有者等に対し文書等による 92 件の督促等、必要な指導を行った。

エ 県民に対する広報活動の実施

県民の防災意識を高めるため、懸垂幕・ポスターの掲示、パンフレットの配布、広報紙・ホームページの掲載などによる広報活動を行った。

4 今後の県の対応について

未是正の所有者等に対しては、改善計画を提出させ、確実に改善が実施されるよう、指導を行う。